告示

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について

中央労働委員会の、北海道区域の使用者を代表する地方調整委員である栗原勝憲氏の任期が平成25年１月20日をもって満了するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定により、使用者団体、特定独立行政法人（労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の３第２項に規定する特定独立行政法人をいう。以下１において同じ。）若しくは国有林野事業（同項に規定する国有林野事業をいう。以下１において同じ。）を行う国の経営する企業は、下記により、使用者を代表する地方調整委員の候補者を推薦されたい。

平成 24 年 12 月３日

厚生労働大臣　三井　辨雄

記

１　推薦者資格　上記の候補者を推薦する資格を有するものは、２以上の都道府県にわたって組織を有する使用者団体、特定独立行政法人又は国有林野事業を行う国の経営する企業であること。

２　被推薦者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に規定する欠格条項に該当しない者であること。

３　推薦手続　推薦に当たっては、別記様式による推薦書に被推薦者の履歴書及び地方調整委員に就任することについての内諾書を添付すること。

４　推薦書類の提出期限　平成25年１月４日

５　推薦書類の提出先　厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室　（〒100―8916　東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館）

別記様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

使用者団体名、特定独立行政法人名又は国有林野事業を行う国の経営する企業名

（代表者名）　印

中央労働委員会の使用者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

北海道区域の使用者を代表する地方調整委員

氏　名	年齢	現　　職	略歴	備　考

最低賃金の決定及び廃止決定に関する公示

富山労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県アルミニウム第２次製錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業最低賃金を次のように決定し、富山県非鉄金属第１次製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、アルミニウム・同合金ダイカスト、非鉄金属ダイカスト製造業最低賃金（平成23年富山労働局最低賃金公示第２号）及び富山県金属製サッシ・ドア、鉄骨系プレハブ住宅、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業最低賃金（平成20年富山労働局最低賃金公示第４号）を平成25年１月１日限り廃止する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 12 月３日

富山労働局長　半田　和彦

富山県アルミニウム第２次製錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業最低賃金

１　適用する地域　富山県の区域

２　適用する使用者　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

⑴　アルミニウム第２次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）

⑵　アルミニウム・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む）

⑶　アルミニウム・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）

⑷　アルミニウム・同合金ダイカスト製造業

⑸　金属製サッシ・ドア製造業

⑹　建築用金属製品製造業（サッシ，ドア，建築用金物を除く）

⑺　アルミニウム・同合金プレス製品製造業

⑻　⑴から⑺までに掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所

⑼　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が⑴から⑺までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃又は片付けの業務

ロ　手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ、取付け、検数、選別、はんだ付け又は塗装若しくはメッキのマスキング・さび止め処理の業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間775円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

最低賃金の改正決定に関する公示

富山労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金（平成21年富山労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 12 月３日

富山労働局長　半田　和彦

第４号中「１時間800円」を「１時間804円」に改める。

長崎労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 12 月３日

長崎労働局長　中原　正裕

第４号中「１時間773円」を「１時間779円」に改める。

宮崎労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金（平成20年宮崎労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 12 月３日

宮崎労働局長　小林　泰樹

第４号中「１時間660円」を「１時間663円」に改める。

国家試験

平成 25 年測量士試験及び測量士補試験の施行

測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士試験及び測量士補試験の施行について、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第21条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 12 月３日

国土交通大臣　羽田雄一郎

１　試験日時及び試験地

⑴　試験日時

ア　測量士試験　平成25年５月19日（日）午前10時から午後４時まで（午後０時30分から午後１時30分まで休憩）。

イ　測量士補試験　平成25年５月19日（日）午後１時30分から午後４時30分まで。

⑵　試験地　北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

２　受験手続

⑴　受験願書受付場所　国土地理院総務部総務課（〒305―0811 茨城県つくば市北郷１番）

⑵　受験願書受付期間及び時間

ア　受付期間　平成25年１月７日（月）から同年２月８日（金）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に定める行政機関の休日には、事務を行わない。）。

イ　受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで。なお、受験願書を郵送する場合は、平成25年２月８日（金）までの日付の消印があるものに限り受け付ける。